

鳥インフルエンザによる羽毛原料の安全性についてのお知らせ

アジア各地での高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、農林水産省は、発生国よりの「生きた家禽、家禽食肉」の輸入一時停止措置を行いました。

当社は、グース、ダック等の羽毛を輸入しておりますが、輸入検査時に「消毒を実施」することで輸入禁止措置は取られていません。

高病原インフルエンザウィルスは、75度で1分間の加熱で感染性は失われ、通常状態で3日経過すると死滅します。

羽毛原料は、原毛収穫後洗剤を使用して洗浄し、高温で乾燥・殺菌処理されていることを、輸出国政府が発行する検疫証明で証明されなければ輸入許可されません。同時に、日本国内各動物検疫所で羽毛はすべて薫蒸殺菌処理が義務付けされております。

以上の内容により、羽毛原料及び羽毛製品の安全性は確保されます。

安心してご使用下さいますようお願い申し上げます。